

第一号書式（第十一条の三関係）（平4会計規4・全改、平7会計規2・平15会計規3・平29会計規2・令元会計規1・令2会計規7・一部改正）

何 省（何 庁）所 管

令 和 何 年 度

何 々 会 計

債 権 管 理 計 算 書

添 付 書 類

何 々

証拠書類

書 面 何冊何枚

記録媒体 何枚

庁 名

職 官 氏 名

年 月 日 提 出

債 権 管 理 (その1)

区分及び債権の種類	前年度末現在額	本年度発生額	前年度以前発生 債 権 増 減 額	消 滅 額		本年度末現在額	備 考
				本年度発生債権 分	前 年 生 度 債 権 以 前 分		
何々(区分) 何々(部) 何々(款) 何々(項) 何々(目)		円	円	円	円	円	

債 権 管 理 (そ の 2)

区分及び債権の種類	本年度					期末現在額					備考	
	一般					分			徴収停止分			総合計
	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分			合		計				
	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	計	履行期限 到来額	履行期限 未到来額	計	本年度発生 債権分	前年度以前 発生債権分	合	計		
何々(区分)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
何々(部)												
何々(款)												
何々(項)												
何々(目)												

(とじしろ)

(とじしろ)

分			徴収停止分			総合計
合		計	合		計	
履行期限 到来額	履行期限 未到来額	計	本年度発生 債権分	前年度以前 発生債権分		
円	円	円	円	円	円	

参 考

- 1 用紙の寸法は、(その1) 及び (その2) の各片とも、それぞれ、日本産業規格 A 列 4 とすること。
- 2 (その1) 及び (その2) の表とも、債権管理簿に確定金額をもって記載され、又は記録された債権について作成すること。
- 3 (その1) 及び (その2) の表の区分及び債権の種類の種類「何々 (区分)」には、債権現在額報告書における歳入、歳入外等の区分を記入することとし、勘定のある特別会計にあっては、区分ごとに勘定別の債権の種類を記入すること。
- 4 (その1) の表の前年度末現在額の欄には、前年度の計算書における年度末現在額を記入すること。
- 5 (その1) の表の本年度発生額の欄には、本年度又は前年度において国の債権の管理等に関する法律第11条第1項の規定により債権管理簿に記載され、若しくは記録され又は他の歳入徴収官等から引継ぎを受けた債権で発生年度が本年度であるものの金額を記入すること。この場合において、本年度における種類又は金額の変更 (他の歳入徴収官等への引継ぎを含む。) による増減額があるときは、当該債権の金額の記入については、次に定めるところによること。
 - ア 増加額及びイの減少額以外の減少額は、これを加算し、又は減額する。
 - イ 債権管理事務取扱規則 (昭和31年大蔵省令第86号。以下「債権管理規則」という。) 別表第4の五の1のイに掲げる理由 (貸付契約の解除その他これに類する理由を除く。) 及び同ロに掲げる理由並びに引継ぎによる減少額は、これを減額しないで、当該減少額を上段にマイナスの記号を付して記入する。
- 6 (その1) の表の前年度以前発生債権増減額の欄には、次に定める金額を記入すること。この場合において、アの金額に係る債権について本年度における種類又は金額の変更 (他の歳入徴収官等への引継ぎを含む。) による増減額があるときは、5の後段に定めるところに準じて記入し、イの増減額の中の減少額は、マイナスの記号を付して記入すること。
 - ア 本年度において国の債権の管理等に関する法律第11条第1項の規定により債権管理簿に記載され、若しくは記録され又は他の歳入徴収官等から引継ぎを受けた債権で発生年度が前年度以前であるものの金額
 - イ 前年度末現在額の欄に記入する金額に係る債権について本年度における種類又は金額の変更 (他の歳入徴収官等への引継ぎを含む。) による増減額がある場合における当該増減額
- 7 (その1) の表の前年度以前発生債権増減額の欄に記入された債権の金額については、債権の種類ごとに、その増減の理由別の件数及び金額を備考欄に記入すること。

- 8 (その1)の表の消滅額の欄中本年度発生債権分の欄又は前年度以前発生債権分の欄には、それぞれ本年度発生額の欄又は前年度末現在額の欄及び前年度以前発生債権増減額の欄に記入する金額に係る債権の本年度における減少額で債権管理規則別表第4の五の2及び3に該当するものを記入すること。
- 9 5、6及び8の適用に当たっては、次に定める金額は、本年度における減少額とみなすこと。
- ア 国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第39条の規定に該当する債権の金額のうち翌年度の4月30日までに消滅した金額
- イ 国の債権の管理等に関する法律施行令第8条第1号括弧書きに該当する債権で発生年度が本年度であるものの金額のうち前年度の3月中における減少額
- 10 (その2)の表の本年度末現在額の欄中一般分の欄には、徴収停止をした債権以外の債権の現在額を記入し、徴収停止分の欄には、徴収停止をした債権の現在額を記入すること。
- 11 (その1)及び(その2)の表とも、区分ごとに(勘定のある特別会計にあっては、更に勘定ごとに)合計を付すること。
- 12 証明期間が三月の場合の計算書には「令和何年度」の下に「何年何月から何年何月までの分」と記入し、債権管理の表は、この表の書式に準じて作成すること。

甲 債 権 減 少 額 内 訳

債 権 の 種 類	減少の理由	債 務 者 名	減 少 額	発生又は帰属年月日	減少年月日	減少に至った原因	備 考
何々(部)			円				
何々(款)							
何々(項)							
何々(目)							

参 考

- 1 この表は、債権管理（その1）の表の本年度発生額の欄、前年度以前発生債権増減額の欄及び消滅額の欄に記入された債権の減少額のうち、次に定めるものについて作成すること。
- ア 債権管理規則別表第4の五の1のイに掲げる理由（貸付契約の解除その他これに類する理由を除く。）及び同ロに掲げる理由による減少額
- イ 債権管理規則別表第4の五の3に掲げる減少額
- 2 勘定のある特別会計にあっては、債権の種類を勘定別に記入すること。
- 3 債権の減少額は、減少の理由別に区分し、1件ごとに記入すること。ただし、既に計算証明されている不納欠損額に係る減少額については、減少の理由別（不納欠損として整理をした歳入徴収官が2以上ある場合には、更に歳入徴収官別）に一括して記入することができる。

乙 徴収停止額内訳

債 権 の 種 類	債 務 者 名	徴 収 停 止 額	備 考
何 々 (部)		円	
何 々 (款)			
何 々 (項)			
何 々 (目)			

参 考

- 1 この表は、証明期間が三月の場合にあっては、最終の債権管理計算書に添付すること。
- 2 この表は、債権管理（その2）の表の本年度末現在額の欄中徴収停止分の欄に記入された債権のうち、本年度において徴収停止をしたものについて作成すること。
- 3 徴収停止をした債権については、1件ごとに債務者の氏名及び徴収停止額を記入し、徴収停止をした事由を備考欄に記入すること。ただし、債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められたため徴収停止をした債権については、一括して記入することができる。
- 4 勘定のある特別会計にあっては、勘定別に種類を設けること。
- 5 2以上の部の徴収停止中の債権があるときは、合計を付すること。

丙 履 行 延 期 等 明 細 書

事 由	債権の種類	区 分	前年度末現在額	本 年 度 増				減	本年度末現在額	備 考
				期限の延長1年未満のもの	期限の延長1年以上5年以内のもの	期限の延長5年を超えるもの	計			
				件 円	件 円	件 円	件 円	件 円	件 円	
	何々(部)	件数 金額	件 円						件 円	
	何々(款)	件数 金額								
	何々(項)	件数 金額								
	何々(目)	件数 金額								

参 考

- 1 この表は、証明期間が三月の場合にあっては、最終の債権管理計算書に添付すること。
- 2 この表は、履行延期の特約又は処分をした債権、延納の特約又は処分をした債権、和解又は調停により履行期限を延長した債権、定期貸又は据置貸をした債権及びその他の理由により履行期限を延長した債権の事由別に記入し、事由ごとの計を付すること。
- 3 本年度の欄中増には、本年度において、新規に履行延期等をした債権及び履行延期等による期限の到来以前に更に履行延期等をした債権を記入すること。

- 4 他の歳入徴収官等から履行延期等をした債権を引き継いだ場合には、本年度の欄中増にこれを含めること。この場合において、期限の延長年数は、引継ぎを受けた日から履行延期等による期限までの期間をもって計算するものとする。
- 5 本年度の欄中減には、本年度において、履行延期等による期限の到来した債権、履行延期等による期限の到来以前に更に履行延期等をした場合の当初の債権、延長した期限を繰り上げた債権及び履行延期等による期限の到来以前に消滅した債権を記入すること。
- 6 他の歳入徴収官等に、履行延期等をした債権を引き渡した場合には、本年度の欄中減にこれを含めること。
- 7 勘定のある特別会計にあっては、勘定別に種類を設けること。